

令和3年9月定例会 特別委員会の記録

避難地域復興・創生等対策特別委員会

委員会は、本定例会において付議事件1「避難地域復興・創生等対策について」及び付議事件2「上記1に関連する事項」について調査を終結し、次のとおり委員会報告書を取りまとめ、議長に報告した。

付 議 事 件
1 避難地域復興・創生等対策について
2 上記1に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 避難地域復興・創生等対策について
(1) 原発事故収束及び環境回復対策について
① 廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進
② 除染等の推進
③ 廃棄物等の処理
(2) 風評払拭対策について
① 風評払拭・風化対策の推進
(3) 復興・創生の推進等について
① 避難者の生活再建・帰還環境の整備
② 事業者・農林漁業者の再建
③ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成
④ 第2期復興・創生期間以降の施策

委員長名	吉田栄光
委員会開催日	令和3年10月5日(火)
所属委員	[副委員長] 橋本徹 江花圭司 [理事] 神山悦子 渡部優生 [委員] 瓜生信一郎 亀岡義尚 長尾トモ子 高野光二 先崎温容 伊藤達也 佐藤郁雄 渡辺康平



吉田栄光委員長

(10月5日(火))

委員会報告書(要約)

調査の経過

本委員会は、避難者の生活再建支援、帰還環境の整備をはじめ、避難地域の復興・創生等に向けた施策の強化に取り組むため、令和元年12月25日に設置され、これまで11回にわたり委員会を開催し、関係当局の説明を受けるとともに、復興に向けた取組や現地状況の調査を積極的に行ってきた。

調査に基づく提言等

1 帰還困難区域の復興・再生等について

帰還困難区域にあっては、帰還できる安全・安心な環境づくりが不可欠である。このため、長い年月を要しても、除染を行い、将来的に帰還困難区域を全て解除するとの方針を履行するように国に引き続き強く求めるべきである。

特に、特定復興再生拠点区域における国直轄除染については、除染実施範囲の拡大要望などの町村の意向に十分に配慮し、柔軟に対応するよう引き続き国に求めるべきである。

また、帰還困難区域の除染については、各町村の置かれた現状を踏まえ、国において、今後の避難指示解除に向けた在り方、仕組みづくりを早急に明確にすべきであり、今後の避難指示の解除に向け、国による線量の低減措置等環境整備を強く求めるべきである。

避難地域の復興・創生のためには、特定復興再生拠点区域内の生活環境を整備し、避難解除のための条件整備をしっかりと進める必要がある。

特定復興再生拠点区域外については、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を把握した上で、帰還意向を示した方の帰還に必要な箇所を除染し、避難指示を解除する方針が政府において決定され、一定程度の方向性が示されたものの、現時点で帰還を希望しない住民の方の帰還に向けても同様に除染や生活環境の整備が望まれるところである。今後、国・県・市町村が十分に連携しながら、除染や生活環境の整備等、施策の具体化を行うなど、早期の帰還が実現するよう避難指示解除の取組を進めるべきである。さらに、住民からは、原発事故から10年が経過し、手つかずの家屋解体を求める声も多くあることから、残された土地・家屋等の扱いや市町村の個別課題などについても地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえた復興・再生を進めるべきである。

特定復興再生拠点区域外の地域の復興・再生を進めていくためには、除染はもとより産業の復興とその環境整備も重要な課題である。営農再開のためには、農用地の復活と鳥獣害対策の促進をしていく必要がある。このため、必要な予算の確保と技術支援、マンパワーの確保を国に求めていくべきである。

さらに、高齢者を含めた福祉面や子供たちの生活のための生活環境整備が重要である。また、身近な医療や買物ができる環境を充実させていくことが重要である。地域に戻ってきた住民と新たな魅力をもとめてきた住民が、生き生きと暮らせる地域づくりを進めていくために、国に対し総合的な政策の推進を強く求めるべきである。

2 原発事故収束及び環境回復対策について

(1) 廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進

ア 廃炉が工程通り進展し、浜通りの真の復興につながる事が重要である。真の復興には廃炉の完遂が必要であり、被災地が豊かで生活しやすい生活基盤を築くべきである。

イ 本年2月の地震を契機に東京電力の不適切な管理が明らかになっており、県の監視については、その結果を広く県民に伝えるべきである。

ウ 廃炉作業においては県が行う立入調査の結果を含め廃炉の取組に関する情報を県民に幅広く、分かりやすく広報するべきである。

エ 廃炉作業においては、作業の安全確保が重要であり、作業内容についても作業員の安全についても注視していくべ

きである。

オ 廃炉作業に従事する人員は相当数おり、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じつつ、万一感染が発生しても、廃炉作業に滞りが生じないような対策の指導を行うべきである。

カ ALPS処理水の現状がどのような状態なのか、また、二次処理によりトリチウム以外の放射性物質がどのようになるのか具体的な情報を県民に広報するよう国に強く求めるべきである。

キ 国はALPS処理水の海洋放出を決定したが、県民や各団体の様々な意見をきちんと伝えるとともに、安全性については、国がもっと熟度を増した形で説明を行い、様々な理解を求める必要がある。

(2) 除染等の推進

ア 森林環境モニタリング結果により、広葉樹萌芽枝にも若干放射性セシウムが残っている現状を踏まえ、放射性物質の動態等に留意しつつ、広葉樹林の再生に向けた取組を進めるべきである。

イ 除染土壌等の貯蔵は安全な保管管理がされているかしっかり確認するべきである。

ウ 国による監督指導で除染業務や廃炉作業での労働安全衛生法令等の違反が公表されており、国と連携して法令等の遵守状況をしっかり確認するべきである。

(3) 廃棄物等の処理

ア 国は、8,000Bq/kg以下の除去土壌について再生利用を行う取組を進めているが、県としては国が法律の規定どおり30年以内に県外で最終処分するとの認識であるので、再生利用にかかわらず確実に実行されるように引き続き国に働きかけるべきである。

イ 除去土壌の県外最終処分に向け、減容化を進めるとともに、再生利用にかかる国民理解の醸成を国が着実に進めるよう働きかけを行うべきである。

ウ 除去土壌の県外最終処分に関しては、県も情報発信を今後行っていくことが求められる。

3 風評払拭対策について

(1) 風評払拭・風化対策の推進

ア 風評対策は世論調査等外部の客観的な結果も踏まえ現在行っている事業を検証し、次の事業の戦略を検討するべきである。

イ 地震、津波、原発事故という複合災害を受けた福島ならではの現状、課題を県民の声を含めて盛り込むことが、風化させない意味で重要である。

ウ 本県以外の地域の人に福島県の現状や取組について、実際に携わっている生産者等が直接伝える事業は重要であり、引き続き県外への正しい情報の発信を地道に継続するべきである。

エ 海外に向けた農林水産物の販売促進や輸入規制緩和の働きかけは、ターゲットを絞って行うべきである。

オ 農林水産物は、依然として他県産と比較すると震災前の価格水準まで回復していない品目が多い。安全・安心な農産物を提供するとの意味で、自主検査に対しても引き続き支援すべきである。

カ 元来、本県水産物の評価は高く、首都圏での常磐ものフェアでも評判がよかった。水産業の回復が浜通りの復興にとっては重要であり、様々な形での漁業者への支援を継続すべきである。

キ 東日本大震災・原子力災害伝承館の整備・運営については、東日本大震災と原発事故をしっかり後世に伝えていくため、本県あるいは被災地域としての思いをきちんと来館者に伝えられるような内容にリニューアルを重ねていくことが必要である。

ク 東京オリンピック・パラリンピックは復興五輪として位置づけられたものであり、今後も風評払拭に活用すべきである。

4 復興・創生の推進等について

(1) 避難者の生活再建・帰還環境の整備

ア 避難者の高齢化が進んでおり、コミュニティ交流員等を活用し、避難元自治体と連携して避難者を支援する取組は、県内外を問わず重要であり、避難者の目線に立ったきめ細かな支援が必要である。

イ 避難者へのふるさとの復興状況を伝える取組はふるさととの絆をつなぐ意味で重要であり、避難者の意見を取り入れながら、継続していくべきである。

ウ 帰還困難区域の除染については、各町村においても状況や取組の実情が異なってきている。それらの現状を踏まえ、国において、今後の避難指示解除に向けた在り方、仕組みづくりを早急に明確にすべきである。

エ 帰還困難区域では、高齢者を含めた福祉面や子供たちの生活環境整備が重要である。また、身近な医療施設、教育施設や商業施設等を充実させていくことが求められる。

オ 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外については、一日でも早く帰還が実現するよう、速やかに住民の帰還に関する意向を確認し、除染を開始するべきである。また、住民が帰還するために必要な生活環境の整備を地元自治体、国と連携して進めるとともに、残された課題を解決するよう国に求めるべきである。

カ 避難地域の復興・創生のためには、特定復興再生拠点区域を整備し、避難解除のための条件整備を進めるとともに、特定復興再生拠点区域外もしっかり再生されるべきである。

(2) 事業者・農林漁業者の再建

ア 震災から10年が経過し、事業再開や営農再開のためにこれまで行ってきた施策を点検し、必要とされない事業は終了し、新たに必要な事業を検討すべきである。

イ 福島イノベーション・コースト構想の周知と推進を強化していくとともに、被災事業者、市町村、商工会等の要望を調査し、地元産業再開の方策も検討すべきである。

ウ 商業の再開のためには、まず、地元の消費者を増やし需要の喚起を図る施策が必要である。

エ 除染後の農地の速やかな営農再開に向けて、農業施設や道路等の整備を集中的に行うべきである。

オ 有害鳥獣の対策については、生活環境部と農林水産部で取組を行っているが、全国的な課題であるため、今後も予算が不足することのないよう国に拡充を求めるべきである。

カ 営農再開へ向けた補助を希望する農業者には、可能な限り手続きの簡素化を図り、交付が迅速になされるよう工夫が必要である。

キ スマート農業等のマンパワー不足を補う技術を積極的に取り入れて営農再開を進めるべきである。

ク 水産業の施設整備については、漁業者の利便性に一層配慮した総合的な施設整備を進めるべきである。

ケ 水産業においては、本県がこの10年間で蓄積してきた様々なデータを研究者や専門家の協力を得て分析し、再生に向けた対策を講ずるべきである。

5 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした (1) 産業振興と人材育成

ア 福島イノベーション・コースト構想は、浜通り地域等のみならず、福島県全体の人口減少や過疎化等地域の課題解決のために重要な施策である。今後、県全体に展開し、本県の産業振興と「復興・創生」につなげるべきである。

イ 福島イノベーション・コースト構想の産業分野の中で廃炉関連産業のように新しい産業分野の中でも地元企業が比較的取り組みやすい分野には参入のための支援を重点的に行うべきである。

- ウ 福島イノベーション・コースト構想の産業分野の中でも航空宇宙関連分野のように進めていく具体像が見えにくい分野についても地元企業が参画しやすいように構想の周知を行うべきである。
- エ 福島イノベーション・コースト構想においては、更なるCO₂排出量の低減などの技術革新に貢献するとともに、地域の雇用創出につなげることが重要である。
- オ 再生可能エネルギーの普及拡大には、地域と共生する一般家庭向けの太陽光発電設備の導入の取組が重要であり、引き続き支援を行うべきである。
- カ (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携して産業集積を図る上では、現地での雇用を確保することが重要である。高等教育機関や企業等と連携して福島イノベーション・コースト構想とその魅力を周知していくべきである。

(2) 第2期復興・創生期間意向の施策

- ア 復興庁の設置期限は延長されたが、本県の復興・創生にはそれよりも長い期間を要するので、国が引き続き本県の復興を自ら進めていく体制を求めていくべきである。
- イ 震災後10年を経て、自治体により復興の状況は多様である。事業に関しては、自治体や現場の状況によって、柔軟に進めていく必要があり、さらに住民の考え方も是非反映させるべきである。また、マンパワーについても、支援を進めていくべきである。
- ウ 同じ自治体内でも避難指示区域等の違いにより、復興の進展状況は様々であり、きめ細かに共有し、協働して進めるという観点が、今求められてきている。生活の拠点が移っている避難者もいるが、戻りたいと思ってもらえる魅力のある地域を再生していくことが、課題であり目標にすべきである。
- エ 被災県の強みを活かした県づくりは欠かせないものであり、本県に生まれたことを誇りに持てる環境づくりが必要である。
- オ 復興のためには、地域や行政が一体となり、社会づくりを行っていくことが重要である。
- カ 復興を加速化させることは重要であるが、国内外からのこれまでの支援に感謝しつつ、災害対策を含め震災以降、本県が培ってきた手法や教訓を発信し、全国や世界に貢献することが本県の使命である。

6 おわりに

本委員会では、付託された事件「避難地域復興・創生等対策について」に向けた施策を強化するため、県内調査や2回にわたる参考人招致を含め、活発な調査活動に取り組んできた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から10年以上が経過し、令和2年3月4日をもって全町避難を続けていた双葉町の避難指示解除準備区域等が一部解除され、東日本大震災・原子力災害伝承館が開館するなどインフラ整備も進み、本県は復興に向けて着実にその歩みを進めている。

その一方で、今もなお避難指示が継続している地域があり、県内外で3万人を超える県民が避難生活を続けるなど複合災害である大震災の影響はいまだに大きい。そのうえ、台風や地震などの自然災害の発生に加え、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大等により、本県の復興までの道のりは長く険しいものとなっており、中長期的な対策が必要である。

このため、廃炉・汚染水・ALPS処理水対策や除染等を進めて原発事故の収束と避難地域の環境回復を促進するとともに、本県の取組を積極的に情報発信することで風評払拭を図ることが重要である。

また、教育、保健、医療、福祉及び産業にわたる総合的な政策をよりきめ細かに展開することが、避難者の生活再建、避難地域の産業の再生、円滑な帰還の促進などの避難地域の創生に直結するものであり、積極的な施策が必要不可欠である。

避難地域が再生し、心が安らぐ豊かなふるさとの創生を実現することが県民の願いであり、今後、改めて県民一丸とな

り、世界に誇るふくしまの創造を目指していかねばならない。

この報告をもって本委員会の調査は終了するが、避難地域復興・創生等対策は、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を踏まえ、この報告の具体化のために積極的に対応されるよう要請する。